

農地法第5条第1項の規定による許可に関する事項

法第49条第1項又は第2項の農林水産大臣の同意を得た土地利用方針に係る復興整備事業の名称等	事業名	地区名	事業主体
	防災集団移転促進事業	泊浜地区	南三陸町

図面記号	D-17	【凡例】						
		修正後		修正前				
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目	面積 (m <sup>2</sup> )	所有権以外の使用収益権が設定されている場合 (※2)	土地利用区分		
			登記簿 現況		権利の種類	権利者の氏名又は名称	農振法	都市計画法
					別紙2-1、別紙2-2のとおり			
	計		別紙2-1 (所有権・移転) 6,367m <sup>2</sup> (田1,313m <sup>2</sup> ) 5,537m <sup>2</sup> (田 483m <sup>2</sup> )				畠5,054m <sup>2</sup>	
			別紙2-2 (使用貸借・設定) 642 m <sup>2</sup>				(畠642m <sup>2</sup> )	
4 転用することによって生ずる付近の農地作物等の被害の防除施設の概要	雨水排水については、地区内に降った雨水は速やかに道路側溝により排水し、地区外の県道横断管渠及び新設水路を経て大沼川へ放流する。 污水排水については、戸建住宅別に合併浄化槽により規定水質基準以下に浄化処理を行った後、地区内の道路側溝に排水する。 計画地に隣接した北側には、田圃が耕作されているが、農業用水については、ため池からのポンプ利水となっており、従前の農業用水施設機能を保全するため、周辺農地での営農に支障が生じ無い様、農家及び水利権者とは調整・確認済みである。 <span style="color:red;">造成区域内の歌津字大磯146番地1については、当面、当該事業区域に含まない計画とする。</span>							

記載上の注意事項

- 東日本大震災復興特別区域法第46条第2項第4号に規定する復興整備事業の地区ごとに記載すること。
- 図面記号の欄は、復興整備計画の「復興整備事業に係る事項」に記載されている図面記号を記載すること。
- 「当事者の住所等」の欄は、法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名を記載すること。
- 譲渡人が2人以上である場合には、1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載すること。  
この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとすること。